

# 和寒っ子が各種大会で大健闘!

## 水泳 和寒中学校3年 澁谷綺星さん(字中和)



8月17日(土)、東京辰巳国際水泳場で開催された2019 B & G全国ジュニア水泳競技大会に澁谷さんが出場しました。結果は、100m自由形で20位/56人、50mバタフライで13位/41人。決勝進出はなりませんでしたが、大会初出場で大健闘しました。おめでとう!

## 家畜共進会 旭川農業高校3年 梅本虎之介くん(字東町)



8月23日(金)鷹栖町のホクレン中央市場で開催された上川総合家畜共進会の高校生・実習生の部リードマンコンテストに出場した梅本くんが昨年に引き続き優勝しました。梅本くんの将来の夢は酪農家になること。今回の成績などが評価され、今年11月には上川酪農を考える会の推薦によりカナダで酪農研修に参加することが決まりました。また夢に向かって一歩前進ですね!

### 年 金 あ れ こ れ

～免除された国民年金保険料は追納できます～

#### ◎追納によって、もらえる年金を増やすことができます。

老齢基礎年金の年金額を計算する際に、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べてもらえる年金額が少なくなってしまう。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、追納した保険料は、社会保険料控除により所得税や住民税が軽減されます。

過去に国民年金保険料の免除制度や、若年者納付猶予制度等を利用されていた方については、将来もらえる年金を増やすためにも、追納をお勧めします。

#### ◎追納を行う場合は、申し込みが必要です。

最寄りの年金事務所で申し込みを行っていただきます。その後、厚生労働大臣の承認を受けたいうえで、納付書がお手元に届きますので、その納付書でお支払いしていただきます。(口座振替ならびにクレジット納付はできません)。

#### ◎追納に関する注意事項

- ①追納が出来るのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。(例：平成31年4月分は令和11年4月末まで)
- ②承認等をされた期間のうち、原則古い期間からの納付となります。
- ③保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお勧めします。